主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人後藤昌次郎外五名の上告趣意のうち、違憲をいう点は、その実質において 単なる法令違反、事実誤認の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、 いずれも事案を異にして本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認 の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

平成元年一月二三日

最高裁判所第一小法廷

巌			谷	ツ	四	裁判長裁判官
郎	次	禮	田		角	裁判官
夫		恒	内		大	裁判官
郎		哲	藤		佐	裁判官